令和6年度三重県飼養衛生管理指導等計画

令和6年2月8日 三重県公表

【はじめに】

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までとする。
- 3 本計画は県内の情勢の変化、関連法令の改正等により必要に応じ変更する ものとする。
- 4 本計画の見直しにあたっては、生産者団体等の意見を踏まえた実効的な内容になるように努める。

第1章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方針

I 三重県の畜産業の現状

当県の畜産農場数は、小規模のものを除き、令和5年4月現在時点において、386農場である。高齢化等の影響により、農場数(対前年比96%)、飼養頭羽数(対前年比97%)ともに、やや減少傾向にある。

飼養総頭羽数の全国順位は、乳用牛が25、肉用牛が23位、豚が24位、採卵鶏が11位、肉用鶏が39位である。一方、一戸あたりの平均飼養頭羽数は、乳用牛が1位、肉用牛が3位、豚が26位、採卵鶏が20位、肉用鶏が11位であり、牛飼養農場では、全国的に見ても上位に位置している(農林水産省統計部畜産統計調査:令和4年2月21日時点)。

(1) 乳牛

フリーストール方式の農場は、県内33農場中の42% (14農場)であり、そのうちの5農場が、1農場あたりの成牛飼養頭数が200頭を超える大規模農場である。搾乳管理に係る組合は、令和2年度時点では、県内に4団体が存在していたが、令和3年度には、1団体(三重県酪農農業

協同組合)に集約された。なお、診療を伴う団体の業務は存続している。

飼養頭数が200頭を超える大規模農場並びにフリーストール方式の農場での飼養衛生管理が重要となる。衛生管理指導は、搾乳衛生管理も含めて、三重県酪農農業協同組合と連携して実施する必要がある。

(2) 肉用牛

松阪牛、伊賀牛を飼養する地域において、飼養頭数、農場数が多い傾向にある。肥育を専業とする農場が大部分を占め、肥育素牛の供給は、大きく県外に依存している状況である。一部で、繁殖牛を飼養する農場もあるが、その多くは肥育との兼業であり、繁殖を専業としている農場は数少ない。なお、1農場あたりの成牛飼養頭数が200頭を超える大規模農場は、県内177農場中の9%にあたる16農場である。

近年、肥育素牛確保の安定化および県内産和牛子牛の生産基盤強化を目的とした「三重県和牛繁殖協議会」が設立されており、肉用繁殖牛を飼養する一貫生産農場を中心に、計48農場が取り組みに参加している。

また、安全・安心な生産物としての価値を付加するため、37農場が、 開業獣医師、農業共済獣医師、全農みえ等の関係組織と連携し、農場の衛 生管理に取り組むことで、農場HACCP、JGAP畜産などの認証制度 による農場認証を受けている(令和5年12月31日現在)。

(3)養豚

1戸あたりの飼養頭数が3,000頭を超える大規模農場は、県内53農場中の21%にあたる11農場である。県内の複数地域にまたがって事業を営む経営体も存在しているため、関係機関が地域を越えて連携し、そのピッグフロー等を考慮した衛生管理に取り組まねばならない。そのため、令和2年4月から、県及び関係機関で構成される「三重県家畜防疫推進チーム」を立ち上げ、関係機関が一体となって飼養衛生管理の強化指導・啓発に取り組んでいるところである。また、三重県養豚協会には、全経営体が加入しているため、同役員会等を通して飼養衛生管理基準等の周知と啓発を協力して進める。

(4)養鶏(採卵鶏)

1戸あたりの飼養羽数が10万羽を超える大規模農場は、県内104農場のうちの13%にあたる14農場である。三重県養鶏協会には、74農場が加入している。

企業経営による農場は、概ね、厳重なバイオセキュリティ対策による高水準な衛生管理が施されているが、その一方で、県行政との接点は少ない傾向にあり、各農場における飼養衛生管理者との、より緻密な情報共有網の構築が肝要である。今後も、三重県養鶏協会等の関係機関と連携して、飼養衛生管理の徹底啓発に取り組む。

(5)養鶏(肉用鶏)

1 戸あたりの飼養羽数は増加傾向にある。複数の農場を持つ経営体が多いため、農場毎に衛生管理者を設置し、リスクマネージメントを強化することが重要である。

(6)馬

乗用馬及び育成休養中の競走馬が飼養されており、その多くは北勢、伊賀地域に存在する。それぞれの場所に応じた衛生管理対策を検討する必要がある。

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 概要

①家畜伝染病について

令和元年6月に、北勢地域で野生いのししの豚熱感染事例が確認され、同年7月に、同一地域の1養豚農場で豚熱が発生した。令和元年10月から、県内全飼養豚に対する豚熱ワクチン接種を開始し、それと並行して、野生いのししの捕獲等による生息数の調整及び野生いのしし用経口ワクチン散布により野生いのししに係る防疫対策を実施してきたが、令和2年12月に伊賀地域の1養豚農場で、また、令和3年4月には中

勢地域の1養豚農場で新たに豚熱の発生が認められた。野生いのししの豚熱感染は県全域で確認されており、予断を許さない状況が継続している。令和5年度からは、登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を開始したため、ワクチンの管理、適切な接種に係る指導の継続が重要である。防護柵設置による衛生管理区域への野生いのしし侵入防止対策は、侵入リスクがあるすべての農場で対策済みであるが、それは小動物等による農場内への機械的な豚熱ウイルス運搬までをも完全に阻止できるものではない。そのため、農場内には豚熱ウイルスが存在している可能性に留意し、離乳舎等の感染リスクが高い豚舎を中心にバイオセキュリティ対策を強化していく必要がある。

令和3年6月に乳用牛においてヨーネ病1頭を確認し、当該農場においてヨーネ病防疫対策要領に基づく清浄化を達成したのちは、発生は認められていない。

高病原性鳥インフルエンザ等は、平成22年度に2件の発生を認めたが、その後発生は認められていない。事前型防疫対応の一つとして、近隣県での発生があった際等、県内での発生リスクが高まった時に、各家きん飼養農場への法に基づく緊急消毒命令を検討すべきである。また、消毒資材としての消石灰の配付等も検討する。

②届出伝染病について

牛ウイルス性下痢のPI牛の発生が散見され、育成牛預託時の摘発事例が主である。牛伝染性リンパ腫の発生は増加傾向にあり、と畜場での摘発が多くを占め、近年、肥育牛の若齢牛での発生が目立っている。

養豚では、令和2年度よりと畜場での豚丹毒の摘発が増加傾向にあったが、衛生管理及び適切なワクチン接種指導により、発生数は低減している。

養鶏では、鶏伝染性気管支炎等が認められるものの、個別の事例であ り、流行的な発生はない。

家畜の伝染性疾病の発生状況

ric 4	女任	令和3年次	令和4年次	令和5年次
病名	畜種	(2021年次)	(2022年次)	(2023年次)
ヨーネ病	牛	1 (1)		
豚熱	豚	4 (1)		
牛ウイルス性下痢	牛		1 (1)	
牛伝染性リンパ腫	牛	42 (6)	24 (6)	29 (8)
破傷風	牛		2 (1)	
レプトスピラ症	犬	2 (2)	5 (4)	
豚丹毒	豚	59 (3)	28 (5)	11(5)
マレック病	鶏	3 (1)	4 (1)	4(2)
鶏伝染性気管支炎	鶏		9 (2)	7(1)
ロイコチトゾーン病	鶏	4 (1)	6 (1)	4(1)
アカリンダニ症	蜜蜂	2 (2)	1 (1)	1(1)

頭羽数 (発生農場数)

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜	家畜の	伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題	
区分	疾病名	発生状況等		
牛	ヨーネ病	平成28年以降、県内での発生は認められていなかったが、令和2年6月及び令和3年6月に、新たに本病の発生を確認した。	当県では本病の発生は単発的であり、 母子感染によるまん延の兆候は認められ ていないため、県外等からの侵入を阻止 することが第一義的な対策となる。 特に本県の乳用牛においては、後継牛 の導入や預託育成の大部分を本病の摘発 が多い北海道に依存しているため、県内 への導入時の着地検査や追跡調査を徹底 し、感染牛の確実な摘発に努める必要が ある。	

	牛ウイルス 性下痢	導入牛を中心に、散発的 に発生を認める。	本病は、農場へのPI牛の侵入を阻止することが第一義的な対策である。本県では乳用牛を中心に、繁殖に供する牛を県外等から導入する機会が多いため、着地検査や追跡調査を徹底し、感染牛の確実な摘発に努める必要がある。また、当県では、本病に対してのスクリーニング検査が十分に実施されておらず、隠れたPI牛の存在や、それに伴う飼養牛への感染の可能性が危惧される。そのため、県外への預託時等、本県から本病の拡散が起こらないよう、できる限り検査を行う体制整備が必要である。
	牛伝染性リンパ腫	県全域で、乳肉を問わず 散発的に発生を認める。	と畜時の摘発が主であり、近年は肥育 牛等の若齢牛の発生が増えている。 繁殖牛の検査実績は多いが、肥育牛の 検査は行なわれていないため、実態は把 握されていない。 本病の清浄化には、農場内における牛 伝染性リンパ腫ウイルスの機械的伝搬を 防止するほか、抗体検査および遺伝子検 査により、計画的な淘汰・更新を推進す る必要がある。
豚	豚熱	令和元年7月にいなべ市 の養豚農場で、令和2年12 月には伊賀市の養豚農場で、 令和3年4月には津市の養 豚農場で発生を確認。 また、野生いのししの感染 事例は、県内全域で確認され ている。	養豚農場においては、ワクチン接種及び 農場への野生動物侵入防止柵の整備等を 実施してきた。また、令和2年度にワクチン接種農場で豚熱が発生したことを受け、 上記の対策に加え、ワクチン接種前の豚舎 の衛生管理と、抗体検査を適時行うことに よる接種適期の把握に努めることを重点 的に強化している。さらに、登録飼養な生 管理者によるワクチン接種が可能になっ たため、ワクチンの管理、適切な接種に係 る指導の継続が重要である。 野生いのししにおいては、本病の感染が 引き続き認められており、捕獲等による生 息数の調整及び経口ワクチンの散布による免疫賦与を主軸として対処していると ころである。 以上を勘案し、高位平準化を目指した飼 養衛生管理と早期通報体制の啓発等に努 める必要がある。

	豚丹毒	農場での発生はないが、と 畜場での摘発がみられる。	豚丹毒菌は環境中に存在するため、豚舎の清掃・消毒を適切に行っていること、特にと畜場での摘発が繰り返し認められる農場では、豚群に十分なワクチン抗体が確保されているかの確認を行い、ワクチン接種を適期に実施しているか状況把握が必要である。		
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	平成22年度に本県で2 件の発生が認められた。 近年、国内では頻繁に発生が認められるようにな事に、令和4年度は本病の発生が多発し、過去最高の発生数・殺処分数となった。 毎年、冬季に、野鳥による海外からの病原体の持留 込みリスクがあることに留意が必要。	本病は、渡り鳥の飛来シーズンを中心に 国内においても発生が認められたため、飼養衛生管理の高位平準化を目指した指導 の徹底と農場従業員や出入り業者に対す る衛生教育、衛生管理区域内の頻回消毒及 び異常鶏発見時の早期通報体制の啓発に 努める必要がある。		
	鶏痘				
	マレック病	いずれも、単発発生で流行	飼養衛生管理の確認を行い、病原体の侵		
	鶏伝染性気 管支炎	発生した事例はない。	入防止対策等の衛生管理対策が十分であるかの確認を行う。		
	鳥マイコプ ラズマ症				

(3) 各主体における課題

牛ョーネ病は、患畜となった場合に原乳の廃棄等搾乳衛生管理も必要 となるため三重県酪農農業協同組合との連携が必要である。

牛ウイルス性下痢のPI牛清浄化対策では、継続的なモニタリング検査により農場の衛生状況を確認していく必要があるため管理獣医師、家畜保健衛生所が連携して指導にあたる必要がある。

豚熱は、発生予防とまん延防止のために、県、市、町および各関係団 体等から成る、三重県家畜防疫推進チームを設置し対応する。

豚丹毒対策は、農場の衛生管理状態とワクチン接種適期の確認が重要であるため、管理獣医師との連携した指導が重要である。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準である。ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、自らその徹底に努める必要がある。県は家畜の所有者又は従業員(飼養衛生管理者)への教育、啓発を行いその重要性について共通認識を持つように努める。

飼養衛生管理基準の遵守に関する指導は、家畜伝染病発生リスクの高い 事項及び重要項目について優先的に行う。農場、経営体の状況等による個 別課題がある場合は、個別に計画をたてて段階的な指導を実施する。

また、立ち入り調査の際には、動物用医薬品の適正な流通・使用等関連 事項についても聞き取り、指導、啓発を行う。

家畜の所有者及び飼養衛生管理者等へ情報を周知する場合は、国内外の 重要疾病の発生状況、飼養衛生管理に関係する事項等について連絡網によ る情報提供を行う。

市町、生産者団体等には、各種会議等の機会に、飼養衛生管理に関する 情報提供を行うとともに情報共有や意見交換により意思疎通に努める。

生産性を阻害する慢性疾病対策は、病性鑑定結果、発生状況、疫学調査等諸条件を検討し、飼養衛生管理の観点からも検証を行い、必要に応じ衛生管理の改善を実施する。

野生動物への対策として、養豚農場では柵等は設置されているが破損等ないように定期的な確認を要する。他の畜種についてもリスクを勘案し、順次整備に努める。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

飼養衛生管理者は、農場の飼養衛生管理について農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアルを踏まえ、少なくとも年1回以上自己点検を行い、 その結果を所有者と共有するとともに法第12条の4による定期報告を毎 年行う。なお、全ての豚又はいのししの飼養衛生管理者は3か月に一度、 飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行う。全ての家きんの飼 養衛生管理者は、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前である9月 頃から毎月、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を開始し、シ ーズン中は毎月繰り返し行うものとする。

県家畜保健衛生所は、牛、豚及び鶏飼養農場については年1回以上、馬飼養農場及び通常の家畜の飼養農場以外の場所(観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等)については3年間に1回以上当該農場への立入検査を実施し、飼養衛生管理遵守状況の確認を行い、遵守状況の結果と飼養衛生管理者の自己点検結果とあわせて相違点等について相互に理解し改善につなげる。前述の立入検査及び自己点検の結果に基づき、飼養衛生管理者は、飼養衛生管理基準不遵守項目のうち別表1~3に示す「重点的に指導等を実施すべき事項」の改善に速やかに取り組む。なお、畜舎の構造上の問題等により、一般的に想定されている方法では改善が見込まれない場合等においては、県は飼養衛生管理者に代替案を提案し、また、飼養衛生管理者は、の実施にあたっては、県及び飼養衛生管理者は「家畜の伝染疾病の発生をの実施にあたっては、県及び飼養衛生管理者は「家畜の伝染疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る」という家畜伝染病予防法の趣旨を鑑みて、固定された概念に囚われず、国との協議も交えながら、柔軟かつ合理的に取り組む。

第2章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の 状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

サーベイランス等から得られた結果や課題については、飼養衛生管理者への研修等により生産者へ還元されるよう努める。

サーベイランス等の実施計画

家畜	ペイプンス等の美施計画 14.4 東施方法 実施方法					
区分	対象疾病名	目的	地域	期間	検査対象	方法
	ブルセラ症				病性鑑定対応 輸入牛 種畜検査対象牛	急速凝集法 ELISA法
	結核			全期間	病性鑑定対応 輸入牛	ツベルクリン
	ヨーネ病	サーベイランス	全域		新規登録牛(初回) 県外導入牛(初回) 初回検査から2年、及 び5年経過した牛	ELISA法 PCR法 細菌検査
牛	牛 アカバネ病			6~ 11月	地域毎に対象農場を選 定して検査を実施 (40検体×4回)	中和法
	牛伝染性 リンパ腫	発生予防		全期間	新規、導入牛、清浄化 対策対象農場、ヨーネ 病検査時も活用して採 材	ELISA法 PCR法
	牛ウイルス性 下痢				P I 牛検査 農場からの牛預託時導 入、出荷時	PCR法 中和法
			全域		特定症状を示すとき ・全ての牛及び めん山羊等	
めん 山羊	伝達性 海綿状脳症	サーベイランス			特定症状以外のBSEが 否定できない症状を呈 する牛	ELISA法 ウエスタンブロ ット
しか					通常の死亡時 ・めん山羊等 (18か月齢以上)	

	豚熱抗体 検査				ワクチン免疫付与 状況調査	ELISA法 中和法
	豚熱				病性鑑定対応	PCR法
	アフリカ 豚熱	サーベイランス	全域	全期間	病性鑑定対応	PCR法
豚	オーエスキー 病				全戸×14頭	E L I S A 法 中和法、 ラテックス
	PRRS	発生予防	全域	全期間	豚熱検査と同時採材	ELISA
	豚サーコウイ ルス 2 型感染 症	ルス2型感染 発生予防		全期間	豚熱検査と同時採材	PCR
	高・低病原性 鳥インフルエ ンザ	サーベイランス	全域	全期間	定点モニタリング 15農場、 強化モニタリング 30農場	ELISA法 ウイルス分離
鶏	ニューカッス ル病	発生予防	全域	全期間	全戸検査	H I 検査
	ひな白痢	発生予防	全域	全期間	ニューカッスル病と同 時採材でもよい	凝集反応
	鳥マイコプラ ズマ症	発生予防	全域	全期間	ニューカッスル病と同 時採材でもよい	凝集反応

第3章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

別表1~別表3に示すとおり。

なお、通常の家畜の飼養農場以外の場所(観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等)についても対象とするが、重点して指導する項目は飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮のうえ、その場所に応じた指導項目とする。また、立ち入り調査は3年に1回以上実施することとする

0

Ⅱ I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

家畜伝染性疾病が発生した際にはその病原体の伝播経路(感染方式)及び 有効な消毒薬並びに感染した家畜の症状等について、県は、市町村、関連事 業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知しまん延防止に努める。

また、県は、大規模所有者のうち、特に家畜等の数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると認めたものに対しては、発生時の防疫作業に必要な人員や資機材の供与を含む対応計画の策定及び周辺住民への説明を予め実施するよう指導する。

家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合、衛生管理区域等の見直しによる農場の分割管理を検討する。県家畜保健衛生所は、家畜の所有者からの相談があれば、国との協議も交えながら、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

なお、当県においては高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の疑似患畜の死体等の処理は埋却を原則とし、県は家畜(家きん)の所有者等に、家畜(家きん)の死体等の埋却地の確保及びその埋却に関する周辺住民の理解を得るように努めるよう指導するとともに、埋却地として借地を想定している場合は、地権者との間に係わる承諾書等書面での確認を行うように努める。既に確保済みの埋却地についても、県は大規模農場を優先に点検・確認を実施し、円滑な防疫措置に資する。

さらに、埋却地の利用が不可になった場合を考慮し、県、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の確保、及び焼却施設の利用を継続して検討を行うように努める。

第4章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針 県は、所有者又はその組織する団体(三重県養豚協会、三重県養鶏協会、 三重県和牛繁殖協議会、三重県酪農農業協同組合)の会議等に参加し、飼養 衛生管理に関する情報提供及び情報交換を行い、飼養衛生管理について共通 認識を持つとともに伝染病発生時における協力体制の構築に努める。

Ⅱ 三重県家畜防疫推進チームおよび地域家畜防疫推進チーム

令和2年度より、豚熱等の予防対策として、各地域単位で県機関が連携して、飼養衛生管理技術に関する情報の把握、関係者間の情報共有を行い、家畜伝染病のまん延防止及び発生予防についても関係者が協力して実施する体制を構築している。三重県家畜防疫推進チームは、農林水産部家畜防疫対策課が中心となり、県農林水産部及び関係団体等で構成されている。また、地域家畜防疫推進チームは、家畜保健衛生所、農林事務所(農政室、農村基盤室)、中央農業改良普及センター、市町担当者及び団体担当職員等で構成されており、地域毎の実情に即したメンバーで協力体制を構築している。

第5章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

平常時から、民間獣医師(小動物診療従事者を含む。)の家畜防疫員への任命、加えて農林水産分野、公衆衛生分野公務員獣医師の確保を図るとともに退職獣医師等の潜在的人材の活用等も検討のうえ、必要人員となる県内家畜防疫員の確保に最大限に努める。

Ⅱ 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

飼養衛生管理者には、衛生管理区域内での従事時間が長く、経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を選任する。原則的には、衛生管理区域ごとに別の飼養衛生管理者を設定し、大規模農場においては畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を設定するように努める。やむを得ず、一人の飼養衛生管理者が複数の衛生管理区域を管理する場合は複数管理が必要な理由及びそれぞれの衛生管理区域の管理方法を管轄家畜保健衛生所に報告する。管轄家畜保健衛生所は管理方法について立ち入り頻度、従事内容を考慮して妥

当であるか確認を行う。飼養衛生管理者の選任状況は、毎年の定期報告により管轄する家畜保健衛生所へ提出するとともに飼養衛生管理者が変更された場合は速やかに上記の家畜保健衛生所に報告する。

また、令和4年12月23日に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が改正され、登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種が可能となった。 県家畜保健衛生所は、県で定めた「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要領」に基づき、希望する飼養衛生管理者への研修と登録を行う。また、登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種が適切に実施できるよう、家畜防疫員による診察や接種票の発行にあたっては、適宜接種状況の確認と指導を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

飼養衛生管理者向けの研修は、管轄する家畜保健衛生所が実施する。研修方法は集合型あるいは個別のいずれかの方法で行うこととし、個別研修は農場立ち入り調査時も可能とする。登録飼養衛生管理者が年一回以上受講するよう計画を立てる。

通常の家畜の飼養農場以外の場所(観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等)の飼養衛生管理者については、立ち入り調査時に行う。

実施内容は下記のとおりとする。

- (1) 海外及び国内(特に当該都道府県)における家畜の伝染性疾病の発生 の状況・動向
- (2) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の 内容
- (3) 本県の指導計画の内容
- (4) その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項
- 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針
 - (1)情報提供の方法、頻度、内容等

県は、原則として、登録されたメールアドレスへ情報を提供すること

とするが、閲覧が不可または困難な家畜等飼養者については、FAX等で代用することができる。

情報提供は必要に応じ順次行う。内容は以下の事項とする。

- ① 国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況
- ② 最新の科学的知見に関する事項
- ③ 家畜の所有者等に対する研修に関する事項
- ④ 飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項
- ⑤ 家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ⑥ その他必要となるもの
- (2) 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員向けの情報提供方法について

県は、外国人従業員を雇用する農場へ情報提供を行う場合は、該当言語で記入した農場入場時の遵守事項等について、国との連携の下、パンフレット等資料の提供を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対しても、当該資料について説明を行い、事前に技能実習生へ提供するよう依頼する。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

- 1 年間指導スケジュール (別紙)
- 2 命令違反者の公表について

飼養衛生管理の立ち入り調査の結果、遵守が不十分であった場合は、県は飼養衛生管理基準の当該項目が意図するところを明確に説明するとともに技術的助言、口頭による指導により飼養衛生管理の適正な実施を促す。指導後遵守状況の改善が見込めない又は改善できない正当な理由がない場合は、県で定める「家畜伝染病予防法第12条の3の飼養衛生管理基準の遵守のための、同法第12条の5による指導、助言及び第12条の6による勧告、命令に関する行政処分等要領」(令和5年5月8日農林水産部長通知農林水第36-37号)に沿って改善を促す。

第6章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
東海四県 家畜衛生 主任者会議	·三重県家畜防疫対策課 ·愛知県農業水産局畜産課 ·岐阜県家畜防疫対策課 ·静岡県畜産振興課	既存	持ち回り	現状の情報共有課題の協議
三重県家畜防疫推進チーム	・県農林水産部 ・JA三重中央会 ・(一社)三重県畜産協会	令和2年 4月	三重県家畜防疫対策課	飼養衛生管理の向上 発生予防・まん延防 止に向けた体制等
地域家畜防疫推進チーム	・県機関(農林事務所、家保、中央農業普及センター) ・市担当 ・JA担当	令和2年 4月	家畜保健衛生所	飼養衛生管理の向上 発生予防・まん延防 止に向けた体制等
三重県養豚協会	•養豚農家 •(一社)三重県畜産協会	既存	(一社)三重県畜 産協会	飼養衛生管理の向上 発生予防・まん延防 止に向けた体制等
三重県養鶏協会	•養鶏農家 •(一社)三重県畜産協会	既存	(一社)三重県畜 産協会	飼養衛生管理の向上 発生予防・まん延防 止に向けた体制等
三重県和牛繁殖 協議会	・県農林水産部 ・全農三重県本部畜産部 ・(一社)三重県畜産協会 ・肉用牛農家	既存	全農三重県本部畜産部	飼養衛生管理の向上 牛伝染性リンパ腫・ヨ ーネ病の防疫対策等
三重県酪農農業 協同組合	•乳牛農家	令和3年 4月	三重県酪農農業 協同組合	飼養衛生管理の向上 ヨーネ病防疫等
府県境会議	北勢家畜保健衛生所 愛知県西部家畜保健衛生所 岐阜県岐阜家畜保健衛所	既存	持ち回り	現状の情報共有 課題の協議
府県境会議	中央家畜保健衛生所伊賀支所 奈良県家畜保健衛生所 京都府山城家畜保健衛生所 大阪府家畜保健衛生所 滋賀県家畜保健衛生所	既存	持ち回り	現状の情報共有 課題の協議
府県境会議	紀州家畜保健衛生所 南勢家畜保健衛生所 和歌山県紀南家畜保健衛生所 大阪府家畜保健衛生所 奈良県家畜保健衛生所	既存	持ち回り	現状の情報共有 課題の協議

家畜区分	1	直点的に指導等を実施すべき事項	(飼養衛生 管理基準 項目番号)	遵守状況 R5. 2. 1時点 (遵守農場 /対象農場)	指導等実施の 地域・時期 実施の方法等	特記事項
牛 水牛 鹿 めん羊	(1)	家畜の所有者の責務の徹底	1- (1)~(3)	200/204	地域:県全域 時期:通年	(2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び 従事者等への周知徹底 ・多くの農場が飼養衛生管理マニュアル の作成を行っている。未作成の農場につ
山羊	(2)	飼養衛生管理マニュアルの作成 及び従事者等への周知徹底	3- ①~③	189/204	家畜保健衛 生所は、年1回 以上立ち入り 検査を実施し、	いては作成を指導し、作成済み農場についても、農場の形態(従業員数、海外からの研修生等の有無)に合わせて、より適切なものとなるよう指導を継続する。
	(3)	記録の作成及び保管	4- ①~8	160/204	必要に応じて 指導を行う。 巡回順序は、	(3)記録の作成及び保管 ・飼養衛生管理区域に立ち入った者の記
	(4)	衛生管理区域の適切な設定	8- ①~③	192/204	地域事情を考慮した上で、管轄家畜保健衛生所で決定す	録及び消毒の実施の記録については、多くの農場が遵守済みとなっている (185/204)が、農場出入口等への台帳整備 について、不遵守が散見される(160/204)
	(5)	埋却地等の準備	10-①	204/204	る。	。出入り業者等の確実な記録のため、台帳の整備について指導を継続する。
	(6)	衛生管理区域の出入口における車両 の消毒	17- ①~②	142/204		(6)衛生管理区域の出入口における車両の 消毒 ・衛生管理区域入り口付近への消毒設備 の設置については、多くの農場が遵守済
	(7)	特定症状が確認された場合の 早期通報	38- ①~③	204/204		みとなっている(173/204)が、当該農場専用のフロアマットの使用については不遵守が目立っている(142/204)。具体例の図示等を交えながら、本項目の目的について啓発を実施する。

家畜区分	1	宣点的に指導等を実施すべき事項	(飼養衛生 管理基準 項目番号)	遵守状況 R5.2.1時点 (遵守農場 /対象農場)	指導等実施の 地域・時期 実施の方法等	特記事項
豚いのしし	(1)	家畜の所有者の責務の徹底	1-(1)~(3)	48/48	地域:県全域 時期:通年	(2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び 従事者等への周知徹底 ・マニュアル作成済み農場についても、農 場の形態(従業員数、海外からの研修生等
	(2)	飼養衛生管理マニュアルの作成 及び従事者等への周知徹底	3- ①~③	48/48	家畜保健衛 生所は、年1回 以上立ち入り 検査を実施し、	の有無) に合わせて、より適切なものとなるよう指導を継続する。 (5) 埋却地等の準備・農場の規模拡大に際しては、埋却地の確
	(3)	記録の作成及び保管	4- (1)~(8)	48/48	必要に応じて 指導を行う。 巡回順序は、 地域事情を考	保をした上での規模拡大を指導する。 (7)衛生管理区域への野生動物の 侵入防止 ・いのししの侵入防止柵等については、そ
	(4)	埋却地等の準備	10-①	48/48	慮した上で、管 轄家畜保健衛 生所で決定す る。	の実効性を保つため、不断の点検、修繕を 指導する。また、必要に応じて、地域家畜 防疫推進チームは、獣害対策用ネットを活 用する等の、農場の実情に即した、農場へ
	(5)	処理済み飼料の利用	21- ①~③	48/48		の野生動物の侵入防止に関する柔軟且つ 合理的な助言・指導を実施する。 (8)手指の洗浄及び消毒 ・足ペダル式の消毒薬噴霧器等、手順を省
	(6)	衛生管理区域への野生動物の 侵入防止	23- (1)~(3)	48/48		力化できる案を示し、引き続き指導を実施する。 (9)畜舎ごとの専用の衣服及び靴の
	(7)	畜舎に立ち入る者手指消毒等	25-①	48/48		設置並びに使用 ・豚舎ごとの更衣については、豚舎の配置 ・構造によって、著しく作業効率が低下するケースが想定される(母豚の移動時のよ

(8)	畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置 並びに使用	26-①	48/48	うに頻繁に豚舎間を行き来する場合等)。 地域家畜防疫推進チームは、これらの実情 を勘案した上で合理的な指導を実施し、ま た、必要に応じ、同等以上の効果が得られ
(9)	畜舎外での病原体による汚染防止	28- ①~③	48/48	る代替案を提案する。(通路の消毒、豚舎入り口への電動消毒液噴霧器の設置等)。 (10)畜舎間で家畜を移動させる場合は、小型の野生動物等による衛生管理区域内汚
(10)	野生動物の侵入防止のための ネット等の設置、点検及び修繕	29- (1)~(3)	48/48	楽リスクを説明し、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ・リフト等を使用するように指導する。
(11)	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	32- ①~②	48/48	
(12)	特定症状が確認された場合の 早期通報	39- ①~③	48/48	

家畜区分	1	宣点的に指導等を実施すべき事項	(飼養衛生 管理基準 項目番号)	遵守状況 R5.2.1時点 (遵守農場 /対象農場)	指導等実施の 地域・時期 実施の方法等	特記事項
鶏あひる	(1)	家畜の所有者の責務の徹底	1- (1)~(3)	118/118	地域:県全域	(2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び 従事者等への周知徹底
うずら きじ だちょう	(2)	飼養衛生管理マニュアルの作成 及び従事者等への周知徹底	3- (1)~(3)	112/118	時期: 4月~11月 家畜保健衛	・多くの農場が飼養衛生管理マニュアルの 作成を行っている。未作成の農場について は作成を指導し、作成済み農場についても
にらょり はろほろ 鳥	(3)	記録の作成及び保管	4- ①~®	109/118	ま 留保 健 倒 生 所は、年1回 以上立ち入り	、農場の形態(従業員数、海外からの研修 生等の有無)に合わせて、より適切なもの
七面鳥	(4)	衛生管理区域の適切な設定	7- ①~③	117/118	検査を実施し、 必要に応じて	となるよう指導を継続する。
	(5)	埋却地等の準備	8	118/118	指導を行う。	(9) 野生動物の侵入防止のためのネット等
	(6)	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設 置並びに使用	14- ①~3	110/118	巡回順序は、 地域事情を考 慮した上で、管	の設置、点検及び修繕 ・家きん舎のみならず、野鳥や野生動物の誘 因防止、または病原体拡散防止のために、
	(7)	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	20	116/118	轄家畜保健衛 生所で決定す	飼料保管庫や堆肥舎等への防鳥ネット等 の設置、点検を継続して指導する。
	(8)	家きん舎ごと専用の靴の設置並びに 使用	21- (1)~(4)	112/118	る。	・ウインドレスの家きん舎であっても、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等から野生
	(9)	野生動物侵入防止のためのネット等 の設置、点検及び修繕	24- ①~②	115/118		動物が侵入する可能性があるため、その対 策及び日常の点検法等について指導する。
	(10)	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	27- ①~②	117/118		(11)特定症状が確認された場合の早期通 報
	(11)	特定症状が確認された場合の 早期通報	34- ①~③	118/118		・飼養衛生管理者は、早期通報の基準(通常の2倍以上の死亡やチアノーゼ等の症状)について具体的な数値や写真を農場従業員等に提示し、遺漏なく早期通報が実施されるよう努める。